



学校等の 防音工事 のあらまし

(令和6年4月)
東海防衛支局

はじめに

東海防衛支局では「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」に基づき、自衛隊等の飛行場の運用に伴う航空機による騒音の障害を防止又は軽減するために、学校などの施設に対して防音工事の助成を行っています。

このパンフレットは、皆様方に防音工事の現行制度を知っていただくため、その内容と申請の手続きなどをわかりやすく、ご紹介するものです。



もくじ [学校等の防音工事]

1 防音工事とは

2 防音工事の内容

3 補助金の額

4 防音事業関連維持事業

5 防音工事の助成の手続き

6 設計事務所及び工事請負業者との契約

7 ご質問など

8 補助事業に係る主な関連法令等



1 防音工事とは

■防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（抜粋）

第三条（障害防止工事の助成）第2項

国は、地方公共団体その他の者が自衛隊等の航空機の離陸、着陸等のひん繁な実施その他政令で定める行為により生ずる音響で著しいものを防止し、又は軽減するため、次に掲げる施設について必要な工事を行うときは、その者に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、その費用の全部又は一部を補助するものとする。

学校等（幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校、専修学校、保育所、福祉型障害児入所施設、児童発達支援センター（肢体不自由のある児童に対して治療を行うものを除く。）、児童自立支援施設、家庭的保育事業及び小規模保育事業並びに事業所内保育事業を行う施設、身体障害者福祉センター、職業能力開発校、障害者支援施設、障害福祉サービス事業を行う施設、幼保連携型認定こども園、認可外保育施設等）

病院等（病院、診療所、助産所、保健所、こども家庭センター、医療型障害児入所施設、児童発達支援センター（肢体不自由のある児童に対して治療を行うものに限る。）、救護施設、老人デイサービスセンター、特別養護老人ホーム、老人介護支援センター）

※「音響で著しいもの」とは

■防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令

第五条（著しい音響の基準）

法第三条（障害防止工事の助成）第2項の規定による補助は、音響の強度及びひん度が同項各号に掲げる施設についてそれぞれ防衛大臣が定める限度を超える場合に行うものとする。

※ 防衛大臣が定める限度を超える場合に補助の対象となりますが、音響の強度及びひん度の確認は、原則、対象施設毎に音響測定を行い、音響の障害を確認することとなります。



2 防音工事の内容

[保育所の防音工事の例]

【換気・温度保持・除湿】

空調機器を取り付けします。
(全熱交換器及び個別分散空調等)



【吸音】

壁・天井を吸音材料
などで仕上げます。

【遮音】

防音サッシに取り替え
ます。

音響測定の結果によって、防衛省の定めた「防衛施設周辺防音事業工事標準仕方書」により工事（１～４級）を行って頂きます。

防音工事は、遮音（防音サッシの取付け）、密閉された室内空気の換気・温度保持・除湿（空調機器の取付け）、室内の壁・天井を吸音材料などで仕上げるのが、主な内容です。



3 補助金の額



防音工事に係る費用は
原則100%補助です。
※工事の方法によっては、
自己負担が生じます。

改造工事（いわゆる改修工事）の場合は、補助率10/10です。
しかしながら、下記表の規定に基づき、改築工事（いわゆる建替
工事）として防音工事を実施する場合は、補助率9/10で、1/10
（1級工事の場合）の自己負担が必要となります。

また、本工事に併せて、材料などをグレードアップする場合や、
防音工事とは関係のない工事（床の張替など）に要する費用も、
自己負担となります。

■工事種別

工 事 種 別	内 容	
	音響を防止し又は軽減する量	方 法
1 級 工 事	35デシベル以上	改築、改造、併行、移転、機能復旧
2 級 工 事	30デシベル以上35デシベル未満	改築、改造、併行、移転、機能復旧
3 級 工 事	25デシベル以上30デシベル未満	改造、併行、機能復旧
4 級 工 事	20デシベル以上25デシベル未満	改造、併行、機能復旧

注：この表における次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に掲げるとおりとする。

- (1) 改 築 木造の施設を鉄筋コンクリート造の施設に改築する工事及び木造以外の施設を改造することが構造耐力上適当でないと認められることその他の理由により鉄筋コンクリート造の施設に改築する工事
- (2) 改 造 既存の施設の一部を模様替える工事
- (3) 併 行 施設の新築又は増築等の工事に併せて行う工事
- (4) 移 転 施設を移転する工事
- (5) 機能復旧 改築、改造又は併行により工事を実施した施設で、当該工事実施後に、経年により遮音、吸音又は空気調和（換気、温度保持又は除湿）の機能が著しく低下した場合に防音機能の回復を図るために実施する金属製気密建具取替工事、木製気密建具取替工事、ガラスブロック取替工事、内装材取替工事、空気調和設備取替工事若しくは建替工事又は空気調和設備を追加する工事



4 防音事業関連維持事業

防音工事を実施した小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、幼稚園、保育所並びに家庭的保育事業、小規模保育事業又は事業所内保育事業を行う施設、幼保連携型認定こども園及び認可外保育施設等に設置されている換気設備、温度保持設備及び除湿設備を、騒音防止のため、稼働させ、又は稼働し得るよう維持する際の電気料金等について助成を行っています。

※3級及び4級に限り、平成28年度以降新たに実施設計を行い、防音工事（空調機器復旧工事を含む。）を行ったものについては、新たに設置した空調機器の維持費は補助対象外となります。

○補助の内容は次のとおりです。

■補助の対象とする料金

- (1) 空調設備の動力として使用した各月の電力量に対する電力量料金
- (2) 空調設備のうち、除湿設備の稼働に要した各月のガスの料金又は燃料油の代金
- (3) 対象施設に係る契約電力に対する各月の基本料金のうち空調設備の動力分に相当する料金

■温度保持設備及び除湿設備の稼働に要する対象期間（換気設備は1年間）

- ・温度保持設備：毎年12月1日から翌年3月31日まで
- ・除湿設備：毎年6月1日から9月30日まで

■補助の額

- ・電力量料金及びガス料金等の合計額に10分の5.5を乗じて得た額と基本料金に3分の2を乗じて得た額の合計額の範囲内の額。

■稼働状況は、日々の稼働日誌に拠ります。（下記参照）

稼働日誌

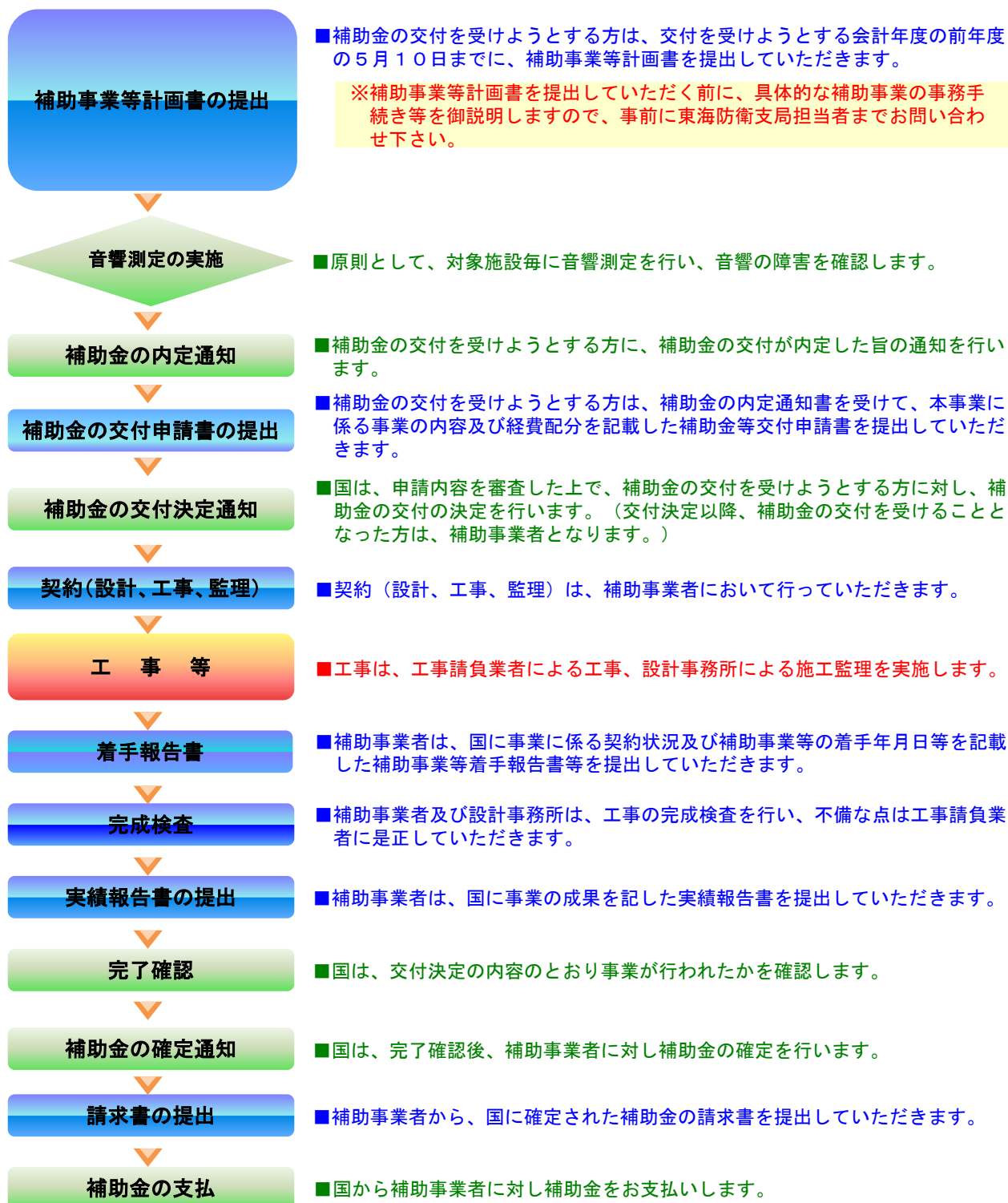
- 1 施設名：〇〇〇保育園
- 2 稼働年月日：令和〇〇年〇〇月〇〇日〇曜日
- 3 稼働責任者：〇〇 〇〇（職名）
- 4 稼働記録表

空調設備の系統	稼働した空調設備	稼働時間帯	稼働時間
〇〇保育室	換気設備のみ 除湿設備（冷房）	〇〇:〇〇～〇〇:〇〇 〇〇:〇〇～〇〇:〇〇	〇〇時間〇〇分 〇〇時間〇〇分

- 5 毎月1日の電力量計の数値：1234567890



5 防音工事の助成の手続き



- 交付を受ける方が行う部分
- 国（東海防衛支局）が行う部分
- 工事請負業者等が行う部分

◇事務手続の一部について、電子メールでやり取りをすることが可能ですので、希望する場合は、東海防衛支局担当者まで申し出てください。

6 設計事務所及び工事請負業者との契約

- 防音工事の実施にあたっては、設計及び工事の施工監理を「設計事務所」と、工事を行う「工事請負業者」と、それぞれ契約を締結していただきます。
- 契約にあたっての入札は、国の契約方法に準じた入札を行っていただきます。
- 設計事務所と工事請負業者については、皆様方が、その責任において契約していただくことになります。（国は、工事請負業者などの斡旋はしていません。）
- 契約は、補助金の交付決定後に行っていただくことになります。
- 契約前に工事に着手することはできません。
- 設計事務所と工事請負業者は、それぞれ別の会社（※）にいただく必要があります。

※資本又は人事面において関連がなく、補助事業等の公正な遂行に支障を及ぼすおそれのない会社など

- 工事を途中で中止する場合、それまでにかかった設計費や工事費などの費用は、皆様方の負担となりますので、十分にご注意下さい。（国からお支払いすることはできません。）

工事請負業者などからの勧誘にご注意下さい！



- 国が工事請負業者などに勧誘を依頼することはありませんので、ご注意ください。
- 工事請負業者などとの契約は、補助金の交付の決定後に行っていただきますので、急いで工事請負業者などを選ぶ必要はありません。



7 ご質問など・・・Q & A



Q1

当園は、防音工事の対象区域に入っていますか？

原則として、対象施設毎に音響測定を行い、音響の障害を確認します。
ただし、音響測定を省略することができる場合もありますので、具体的には東海防衛支局までお問い合わせ下さい。



A1



Q2

どのような手続きをすれば、防音工事ができるのですか？

皆様のご要望があれば、原則として、交付を受けようとする会計年度の前年度の5月10日までに補助事業等の計画などを記載した「補助事業等計画書」を提出していただきます。

※補助事業等計画書を提出していただく前に、具体的な補助事業の事務手続き等を御説明しますので、東海防衛支局までお問い合わせ下さい。



A2



Q3

自己負担が生じる場合があるのですか？

改造工事の場合は、100%補助ですが、改築工事として防音工事を実施する場合等は、自己負担が必要となります。
また、本工事に併せて、材料などをグレードアップする場合や、防音工事とは関係のない工事に要する費用も、自己負担となります。
具体的には、東海防衛支局までお問い合わせ下さい。



A3



Q4

防音工事を行った場合、その財産を、勝手に処分することが出来ないという制限があるのですか？

防音工事は、交付決定通知書に交付の条件が規定されています。

よって、補助事業により取得した財産（防音サッシ、空調設備など）は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条（財産の処分の制限）」の規定が適用されます。

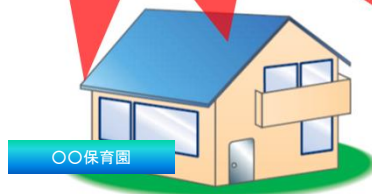
そのため、建物の取り壊しなどにより取得した財産を処分する場合、制限期間が生じます。

具体的な処分の制限期間については、工事の内容などによって異なることから一律ではありませんので、やむを得ず、建て替えなどの必要が生じた場合は、財産処分の手続きなどが必要となることから、東海防衛支局までご一報下さい。



A4

補助金等の交付の目的に反して使用、譲渡、交換、貸し付け、担保に供してはならない。



国（東海防衛支局）への手続きなしに解体することは不可





Q5

工事請負業者などがよく営業に回ってくると聞きますが、国が工事請負業者など指定しているのですか？

国が工事請負業者などを指定、斡旋することはありません。工事請負業者などは皆様方の責任において選んでいただきます。



A5



Q6

工事請負業者などの契約は、誰が行うのですか？

皆様方が、交付決定後に、国の契約方法に準じて入札を実施していただき、工事請負業者などと契約を結んでいただきます。
なお、工事は、契約締結後、実施していただきます。



A6



Q7

防音工事と併せて、床などの張替え工事も行えますか？

防音工事と併せて行うことは可能ですが、張替え工事などの費用は自己負担となります。



A7



Q8

仮設園舎の設置及び設置場所の賃借料は、補助対象ですか？

なるべく公有地などを借受けできるよう市町村にご相談して下さい。
なお、詳細については、東海防衛支局までお問い合わせ下さい。



A8

8 補助事業に係る主な関連法令等

補助事業の面から

■防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律

■防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令（政令）

■防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第三条第2項各号に掲げる施設について、それぞれ音響の強度及びひん度を定めた告示

予算執行の面から

■補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律

■補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（政令）

■防衛施設周辺対策事業補助金等交付規則（告示）

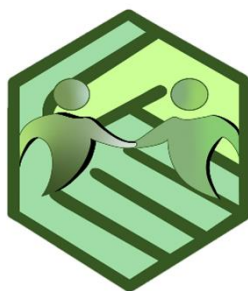
■防衛施設周辺対策事業補助金等交付事務取扱規則（訓令）

■防衛施設周辺防音事業補助金交付要綱（訓令）

■防衛施設周辺防音事業工事標準仕方書（通知）

防音工事を実施する上で皆様方には、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」に基づく各種事務手続きを行っていただきます。





■お問い合わせ先

東海防衛支局防音対策課
愛知県名古屋市中区三の丸2-2-1
電話：052-952-8226（直通）
FAX：052-952-8231



■ホームページアドレス <https://www.mod.go.jp/rdb/tokai/>